

食品表示制度をめぐる情勢

令和 3 年 10 月 14 日

消費者庁食品表示企画課

食品表示制度をめぐる情勢

消費者庁

令和3年10月14日

1.食品リコール情報届出制度について

2.玄米及び精米の表示事項に係る食品表示基準改正について

3.食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会について

食品表示法の一部を改正する法律の概要(食品リコール情報届出制度の創設)

改正前の制度の課題

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)
- 食品衛生法では食品リコール情報の届出を制度として位置付け(平成30年6月13日改正法公布、令和3年6月1日施行)。
- アレルゲン等の安全性に関わる食品表示法違反による食品リコール情報届出について早急に検討することを国会で決議。
[平成30年4月 参・厚労委 附帯決議(食品衛生法等一部改正法案)]

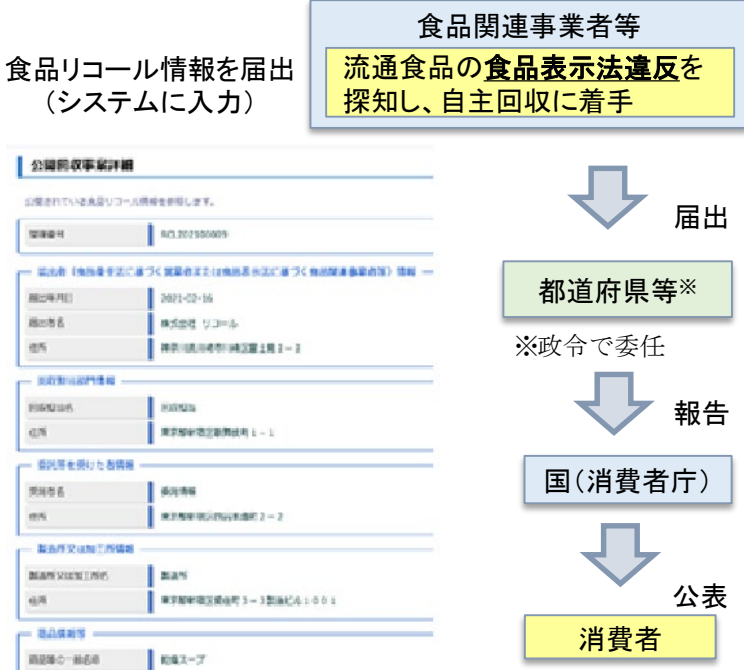
改正の概要

- 食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。
※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示
- 当該届出に係る食品リコール情報については、行政機関において消費者に情報提供(公表)。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。
【平成30年12月14日公布】【令和3年6月1日施行】

改正の効果

- 食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供により、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐ。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品表示法違反の防止を図る。
※食品衛生法と食品表示法が一体となった食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

<届出から公表までのイメージ>



※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

玄米及び精米に係る食品表示制度の改正の経緯

○ 背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする玄米及び精米に係る食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、食品表示基準（内閣府令）の一部を改正。

○ 消費者委員会への諮問

- 規制改革実施計画を踏まえ、食品表示基準の一部改正案を作成。
- 令和2年10月14日から同年11月15日まで改正案についてパブリックコメントを実施。
- 令和2年10月20日付けで消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、同年10月27日から令和3年1月15日までの全4回にわたり消費者委員会食品表示部会において議論。
- 令和3年1月21日に消費者委員会から、消費者庁の改正案のとおりとすることが「適当」とする旨の答申。

○ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布・施行

食品表示基準の一部を改正する内閣府令を令和3年3月17日に公布、同年7月1日に施行。

玄米及び精米に関する表示の改正について(概要)

- ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、
- ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるよう、食品表示基準を改正。

【改正前の玄米及び精米の食品表示と改正後の表示例】

＜農産物検査による証明があるもの＞

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		



名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

＜農産物検査による証明がないもの＞

名 称	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	未検査米 国内産			10割
内容量	〇kg			



名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

表示の根拠を示す
資料の保管を要件

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録

(例) 農産物検査の証明書

など

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料

(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)

種子購入記録、
栽培記録(品種、産年)

など

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。

・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会について

検討会構成委員

有田 芳子	主婦連合会 会長
池戸 重信	公立大学法人宮城大学 名誉教授（座長）
上田 要一	一般社団法人日本食品添加物協会 専務理事
浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長
斉藤 俊二	株式会社セブンーイレブンジャパン QC・物流管理本部QC部 統括マネジャー
坂野 譲	株式会社イトーヨーカ堂 QC部 総括マネージャー
菅 聡一郎	弁護士
武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会消費生活研究所 所長
村 千鶴子	弁護士／東京経済大学現代法学部 教授
横山 和弘	イオントップバリュ株式会社 テクノロジスト部 部長

検討会スケジュール(案)

2021年
3月

第1回

- ・食品添加物の不使用表示に関する議論の振り返り
- ・検討の進め方について

第2回

- ・関係者ヒアリング（消費者、事業者等）

第3回以降

- ・ヒアリング・調査結果を踏まえた検討
- ・ガイドライン取りまとめに向けた検討
- ・パブリックコメントの実施及びガイドライン案への反映

2022年
3月

- ・ガイドライン作成・公表
- ・関連するQ&Aの改正